

しうがい学生支援 GUIDE BOOK



立教大学

しうがいしゃ(学生・教職員)支援ネットワーク

しうがい学生支援室

立教大学しようがい学生支援方針

立教大学は、すべての学生がかけがえのない個人として尊重され、しようがいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重する、開かれた大学を目指します。

立教大学はしようがい学生が他の学生と同等の教育を受けられるよう合理的配慮を提供し、卒業後の自立的な社会生活を見据えて主体的に大学生活を送ることができるよう支援します。立教大学のしようがい学生支援は、支援をする者受ける者が隔たりなく、共に支え合い学び合う双方向の活動とします。

しようがい学生支援を通じて、大学全体の教育力を向上し、学生教職員の共生する力を育みます。

2011年12月

2021年4月改定

立教大学

CONTENTS

| | |
|-----------------------------|----|
| 立教大学のしようがい学生支援 | 3 |
| 支援実施までの流れ | 4 |
| 立教大学しようがいしゃ（学生・教職員）支援ネットワーク | 6 |
| しようがい学生への配慮 | |
| ● 聴覚しようがい | 8 |
| ● 視覚しようがい | 9 |
| ● 肢体不自由 | 10 |
| ● 内部しようがい | 11 |
| ● 発達しようがい | 12 |
| ● 精神しようがい | 13 |
| 日常的な支援 … 私たちにできること | 14 |
| サポートスタッフ学生 | 16 |
| さまざまなプログラム | 18 |
| 講演会等開催時の留意事項 | 19 |

「しようがい」の表記について

しようがいしゃ（学生・教職員）支援ネットワークでは、その名称を、「誤った印象を与えるおそれのある漢字表記を止めて、より、そのようなおそれの少ないと思われる平仮名表記を用いたい」として、漢字から平仮名表記に変更しました（1999年7月身体障害者支援ネットワーク）。その理念を引き継ぎ、現在も「しようがい」という表記を用いています。

立教大学のしようがい学生支援

2016年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。これにより、学校法人である本学は事業者として、障害を理由とする不当な差別の取扱いの禁止及び合理的配慮*の提供が義務として法律で定められています。

*「合理的配慮」は、「障害者の権利に関する条約」において次のように定義されています。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

本学では、1994年よりしようがい学生を支援するネットワークを組織し、以来、全学的なしようがい学生支援を進めています。

全学的な支援組織

「しようがいしゃ（学生・教職員）支援ネットワーク」を設置し、全学組織で支援しています。学部等と事務局それぞれでの支援を行うとともに、年に3回会議を開催し、支援にかかる事項を共有・協議しています。

専門窓口の設置

両キャンパスにしようがい学生支援室を設置し相談の窓口になっています。

しようがい学生支援室には、身体しようがい学生支援、発達・精神しようがい学生支援の専門コーディネーターを配置し、学生・教職員からの相談に対応しています。相談内容によっては、関連部署と連携して支援に当たります。

サポートスタッフ学生の育成

サポートスタッフ学生を採用・育成し、しようがい学生支援に当たっています。両キャンパスで60名程度の学生が活動を行っています。

緊急時対応

エレベーター・自動扉などの電気系統が停止した場合に自力で避難することが困難な学生や心配のある学生の緊急時対応を策定しています。必要に応じて、個別の災害緊急時マニュアルの作成も行っています。

しようがいに関するプログラム等の開催

しようがいに関する講演会・講座やしようがい学生を対象としたプログラムを実施しています。

バリアフリー環境の整備

学内施設にエレベーター・スロープ・多目的トイレを設置し、教室に車いす用座席を設けるなどキャンパスのバリアフリー化を進めています。

支援実施までの流れ



しうがいのある学生や、修学上の困難がある学生のあらゆる相談を、しうがい学生支援室にて受け付けています。相談内容によっては、情報提供や専門的な窓口を紹介することもあれば、学内で関係教職員との連携による支援へつなげることもあります。

相談は、来室・電話・メールいずれでも可能です。



しうがいや修学上の困難に関する相談を希望する学生は、しうがい学生支援室に連絡します。

身体しうがい学生支援、発達・精神しうがい学生支援の専門コーディネーターが学生と面談を行い、修学上の困難、必要とする支援など具体的に聞き取りを行います。

支援を希望する学生は「支援申請書」を提出します。

支援実施に関する部局等による「しうがい学生支援会議」で合理的配慮提供の観点から具体的な支援計画を策定します。

学生に対して策定した支援計画を説明し、合意のうえで支援計画を確定します。

支援計画に沿って支援を開始します。

支援内容は、学生の状況や社会の変化に照らし、必要に応じて調整を行います。

しうがいのある学生や、修学上の困難がある学生のあらゆる相談を、しうがい学生支援室にて受け付けています。相談内容によっては、情報提供や専門的な窓口を紹介することもあれば、学内で関係教職員との連携による支援へつなげることもあります。

相談は、来室・電話・メールいずれでも可能です。

入学試験受験上の配慮

しうがいがあり、入学試験受験に際して特別な配慮を必要とする方は、出願に先立ち、入試要項で定められた期日までに入学センターへ問合せをし、入学試験の際の「受験上の配慮申請書」を提出します。

受験上の配慮の決定にあたり、学部・研究科等において修学上の問題や支援内容について協議します。また、必要に応じて本人と学部・研究科、入学センターなどが面談します。申請書の内容を審査し、本学の基準に基づいて入学試験受験の際の配慮内容を決定します。決定内容は、入学センター(大学院・3年次編入の場合は学部事務課)から本人宛に文書で通知されます。

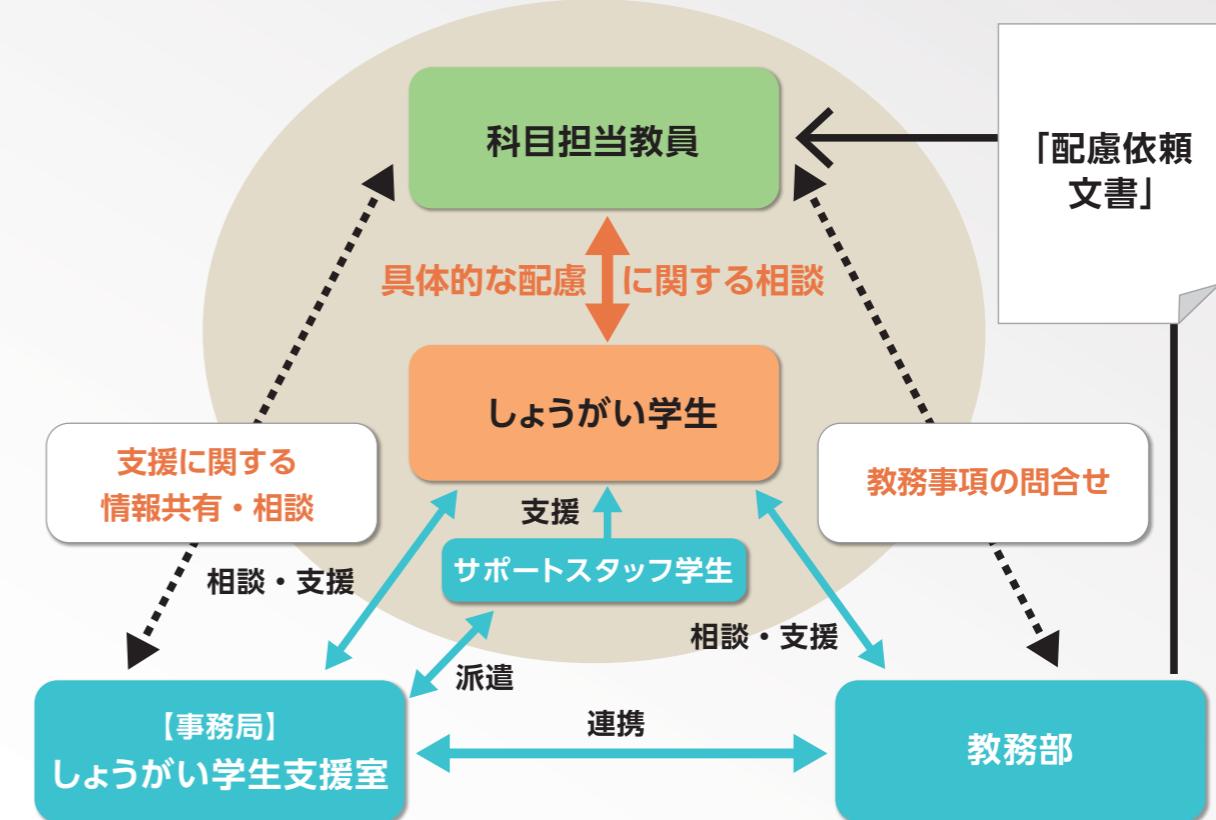
修学・学生生活上の支援については、入学決定後すみやかに、しうがい学生支援室へご相談ください。なお、これらの手続を経て入学試験に合格された方は、入学手続を完了された時点で、入学センターから立教大学しうがいしゃ(学生・教職員)支援ネットワーク(参照:pp.6-7)に連絡されます。

受験上の配慮例

- 試験時間の延長
- 点字受験

- 補聴器の持参使用
- 問題用紙・解答用紙の拡大

修学支援の連携



立教大学しょうがいしゃ(学生・教職員) 支援ネットワーク

しょうがいのある本学の学生・教職員の学生生活上または職務上の不便を軽減するため、関連する大学内の各組織間の連絡および調整を図ることを目的とする組織です。



構成員

しょうがい学生支援室長／総長が指名する学部長／教務部長
学部・研究科等担当教員／発達しょうがい領域を専門とする教員
人事部／施設課／情報システム課／チャプレン室事務課／保健室／
社会連携教育課／教務部／図書館／学生部／キャリアセンター／
国際化推進機構／学生相談所
[事務局：しょうがい学生支援室]

授業・期末試験

教務部（教務事務センター）

本人から希望があり、授業において配慮が必要な場合には、授業を担当する教員に配慮に関するお知らせ文書等により、個別配慮をお願いすることができます。

期末試験の実施に際し、科目設置学部等の試験規程に沿った受験が困難であることが予想される場合、受験上の配慮の希望（支援機器の利用、試験時間の延長など）を申請することができます。申請がなされた場合、科目設置学部等により措置の可否およびその方法を決定します。申請に関する詳細は試験方法発表掲示およびR Guide「期末試験受験上の配慮案内」を確認し、期日までに申請をするようしてください。

経済支援・特別駐車許可

学生部

全学生を対象とした経済支援型の「学部秋季募集奨学金」（10月上旬募集）などに加え、しょうがい・傷病等のある学生の学業を奨励する目的で以下のような奨学金を支給しています。

| 奨学金名 | 支給額 | 対象者 | 募集時期 |
|-----------------------|----------|---|-----------------------|
| しょうがいしゃ 学業奨励奨学金 | 年額 20万円 | ・身体障害程度等級第1級～3級の学生 ・精神障害者保健福祉手帳第1級～3級の学生 ・その他募集要項参照 | (春) 6～9月 (秋) 12～2月 |
| 立教学院 竹田鐵三神父 奨励金 | 年度により異なる | ・学部3年次生以下、大学院は前期課程1年次生、後期課程2年次生以下の学生 ・身体障害者手帳を持っている学生 | 1月頃 |



進路・就職相談、プログラム

キャリアセンター

進路や就職に関する個人相談を受け付けています。障害者手帳の交付を受けている場合には、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づくしょうがい者雇用枠求人の紹介を行うことができ、学外専門機関（※）の活用も勧めています。また、しょうがいのある学生を積極的に募集するインターンシップの紹介も行っています。

そのほか、しょうがいのある学生のみを対象としたプログラムを学内で開催しています。しょうがい者採用枠での就職活動や卒業生が職場でどのように活躍しているのか、直接話を聞くことのできるプログラムです。参加には、障害者手帳の有無は問いません。

※学外専門機関

東京ハローワーク・
「新卒応援ハローワーク（専門支援担当）」・
「Web Sana（ウェブ・サーナ）」・
「フローバーナビ」など

情報機器支援

情報システム課（メディアセンター）

聴覚しょうがい学生の音声認識アプリ使用の支援・環境整備や、視覚しょうがい学生の教材・授業支援システムへのアクセス支援を行っています。

心理・カウンセリングによる支援

学生相談所

学生生活全般にかかる相談・支援を行います。人間関係や学業、進路などの悩みや心配ごとについて、学生相談所では、学生が自分なりのやり方でそれらの問題に取り組み、解決していくお手伝いをします。

また、自己理解や、よりよい対人関係をつくる手がかりとなるような体験実習プログラムも行っています。

健康面での支援

保健室

安心して大学生活を送れるように、学校医・保健師が健康上の相談に乗っており、必要時、主治医や関連部署との調整を行っています。

また、相談のうえ、個別性に合わせたケアを行うこともあります。

派遣・受入留学生の支援

国際化推進機構

サポート活動の協力、 ボランティア情報の提供

社会連携教育課（ボランティアセンター）

施設・環境の整備、 バリアフリーマップの作成

施設課

しょうがいに関する 教職員への理解促進

人事部

しょうがいに関する 学内理解促進

チャレンジ室事務課

しょうがい学生への配慮

聴覚しようがい

聴覚しようがいとは

聴覚しようがいとは、身の回りの音や話し言葉がほとんど聞こえなかったり、聞こえにくかったりする状態をいいます。しょうがいの程度により、「ろう」と「難聴」に大きく分けられますが、聞こえの状態は一人ひとり異なります。

- ◆「ろう」は、日常音がほとんど聞こえません。手話や文字等の視覚的な手掛けりがないと話し言葉の理解が難しいです。
- ◆「難聴」は、補聴器や人工内耳を利用すれば、ある程度言葉の聞き取りが可能になります（ただし、音が小さく聞こえるだけでなく、ひずんだり途切れたりすることもあり、補聴器等で音を増幅しても必ずしも明瞭に聞こえるわけではない人もおり状態はさまざまです）。

聴覚しようがい学生の困難さ

聞こえの程度によって異なりますが、学修上的一番の困難は、授業中の教員や学生の話がわからないことです。話の内容がつかめなかったり、聞き間違いや聞き漏らしが生じたりします。特にゼミやグループディスカッションなど、集団での会話は、発言者の特定や内容の聞き取りができず、議論への参加・発言が難しい場合が多いです。試験や課題・予定変更などについては、音声での連絡事項や指示・説明が伝わらないことがあります。

難聴者の場合、場面や声質・話し方などによって、聞こえやすい時と聞こえにくい時があり、聞こえの状態が周囲の人に理解されにくく、また本人もどのように伝えてよいかわからない場合があります。

授業にかかる主な支援

本人から希望があり、授業において配慮が必要な場合には、授業を担当する教員に配慮に関するお知らせ文書等により、個別配慮をお願いすることができます。

しょうがい学生支援室やサポートスタッフ学生により以下の支援を行っています。

(1) ノートテイク（サポートスタッフ学生）

講義の内容やその場の状況（教室で聞こえる音の情報など）を、用紙に書いて伝えます。

(2) 音声認識アプリ（サポートスタッフ学生）

アプリのアカウントをしょうがい学生に提供します。授業によっては、サポートスタッフ学生がパソコンなどを使って認識文字の修正を行う場合があります。

(3) 映像教材の文字起こし

字幕のない映像教材の文字起こしを行います。

(4) 手話通訳者の手配

手話通訳が適すると判断される一部の授業において外部へ手話通訳者の派遣を依頼することがあります。

(5) 支援機器の提供

音声認識アプリ関連機器や筆談具などを必要に応じて貸出します。



視覚しようがい

視覚しようがいとは

視覚しようがいとは、視力や視野に関する視機能が十分でないために、全く見えなかったり、見えにくかったりする状態をいいます。しょうがいの程度により、「盲」と「弱視」に大きく分けられますが、見え方の状態は一人ひとり異なります。

- ◆「盲」は、視覚的な情報を全く得られない、あるいはほとんど得られない状態をいいます。墨字^(*)の読み書きが困難なため文字の読み書きには点字を用いる人が多く、点字携帯端末や、画面を音声で読み上げるソフト（スクリーンリーダー）で文字を読み書きすることができます。
- ◆「弱視」は、しょうがいの状況によって見え方や配慮事項は大きく異なります。ルーペや拡大読書器の使用、拡大印刷やパソコン・タブレット画面の拡大、配色を変更するソフト等により情報にアクセスします。それが困難な場合にはスクリーンリーダーを使用することもあります。移動の際には白杖を利用しない人も多く、一見しただけでは弱視者と気づかない場合もあります。

(*) 「墨字」：点字に対し、目で見る活字や手書き文字の総称

視覚しようがい学生の困難さ

視力の程度によって異なりますが、学修上的一番の困難は、投影資料、板書、教科書、参考書、配付資料などの墨字の読み取りが難しいことです。学生は授業中に資料を見ながら講義を聞くことが不可能あるいは困難です。また、授業中にレポートやアクションペーパーなどを提出する際に自筆が困難な場合が多くあります。

授業にかかる主な支援

本人から希望があり、授業において配慮が必要な場合には、授業を担当する教員に配慮に関するお知らせ文書等により、個別配慮をお願いすることができます。

しょうがい学生支援室やサポートスタッフ学生により以下の支援を行っています。

(1) 音声ガイド（サポートスタッフ学生）

授業に同席して板書を読み上げる、映像やPowerPoint等の視覚教材を説明する、提出物を代筆するなどのサポートをします。

(2) 移動サポート（サポートスタッフ学生）

休み時間中の教室間の移動をサポートします。

(3) 教材のPDF化、テキストデータ化、立体コピー、点訳

- 画面拡大を利用する学生のために資料をスキャンしPDFデータを提供します。
- 教科書等資料をテキストデータ化します。
- 図表の立体コピーを作成します。
- 語学等一部の科目に限り、教材を点訳します。

(4) 支援機器の提供

拡大読書器、スクリーンリーダーの入ったパソコンなどを必要に応じて貸出します。



肢体不自由

肢体不自由とは

肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいいます。肢体不自由の程度は、一人ひとり異なります。神経筋疾患等を原因とする重度のしおうがいがある人は、呼吸や摂食、体温調節等が困難な場合があります。杖や車いすを必要とする人や、日常生活動作の多くに介助を要する人など、しおうがいの程度はさまざまです。

肢体不自由学生の困難さ

しおうがいの程度によって異なりますが、学修上一番の困難は、移動や動作を行うにあたって、さまざまな制約があることです。

(1) 移動の制約

下肢にしおうがいがある学生は移動に時間がかかります。エレベーター使用や段差・傾斜のために休み時間内に次の教室に移動することが難しい場合があります。

(2) 動作の制約

- 上肢にしおうがいがある場合、用紙に筆記する、紙をめくる、パソコン機器を使う、などの動作が多いです。
- 上肢にしおうがいがある場合、物の持ち運び、ドアの開閉、エレベーターのボタンを押すなどが難しい場合があります。

(3) 生活上、健康管理上の制約

- 上肢にしおうがいがある場合、食事や水分補給、服の着脱、傘をさすなどの動作が難しいことがあります。
- トイレ介助が必要な場合があります。
- 通学に困難がある場合があります。

授業にかかわる主な支援

本人から希望があり、授業において配慮が必要な場合には、授業を担当する教員に配慮に関するお知らせ文書等により、個別配慮をお願いすることができます。

しおうがい学生支援室やサポートスタッフ学生により以下の支援を行っています。

(1) 移動サポート（サポートスタッフ学生）

休み時間中の教室間の移動をサポートします。教室で車いす専用の机を準備する、荷物の出し入れをするなども必要に応じて行います。

(2) ポイントティック（サポートスタッフ学生）

上肢にしおうがいがあり、ノートをとることが困難な学生の授業に同席し、ノート作成をサポートします。

(3) 教材のPDF化

教材を読む際に電子データが必要な学生のために教材をPDF化します。

(4) 支援機器の提供

専用机のほか、多目的トイレ内の移乗台などを必要に応じて設置します。

(5) 教室等の環境調整

しおうがいの状況により、指定された教室が利用困難な場合、必要に応じて教室変更の対応をします。その他受講にかかる教室環境の調整などを行います。



内部しおうがい

内部しおうがいとは

内部しおうがいは、身体障害者福祉法に定める心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸の機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害の7つの種類をいいます。実際には上記以外にも、身体の疾患による機能しおうがいが永続していて、社会生活あるいは家庭生活、さらには重症になれば日常生活に著しい制限をきたしている場合があります。

内部しおうがい学生の困難さ

本人から申告がない限り、外見からは他の学生と区別がつきません。また、周囲に同じ状況の学生が少なく、体調不良やさまざまな制限により学生生活がうまくいかなくなった時などに、孤独な気持ちになってしまうこともあります。

授業にかかわる主な支援

本人から希望があり、授業において配慮が必要な場合には、授業を担当する教員に配慮に関するお知らせ文書等により、個別配慮をお願いすることができます。

次の支援例はごく一部です。個々の学生のニーズに応じて柔軟に対応しています。

教室等の環境調整

しおうがいの状況により、指定された教室が利用困難な場合、必要に応じて教室変更の対応をします。その他受講にかかる教室環境の調整などを行います。



発達しうがい

発達しうがいとは

発達しうがいとは、中枢神経系のしうがいのため、コミュニケーション、社会性、注意・記憶、作業等の能力に、生まれつき偏りや問題を生じ、学修や生活にさまざまな困難をきたすしうがいをいいます。また、複数の発達しうがいや、二次しうがいとして精神しうがいのある学生も少なくありません。

代表的な発達しうがいとして、自閉スペクトラム症（ASD）、注意欠如・多動症（ADHD）、限局性学習症（SLD）などがあります。

発達しうがい学生の困難さ

発達しうがい学生が抱える困難さは非常に多様です。同じ医学的診断名が与えられても、素質やこれまでの経験、現在置かれている環境などにより、その困難さには、大きな個人差があります。

（1）講義系科目

- ◆授業に集中して話を聞くことが難しい
 - ◆何が大切なポイントか見極めるのが苦手
 - ◆ノートをとったり資料を整理したりすることが苦手
 - ◆時間管理が苦手で遅刻欠席が多くなる
 - ◆期日までに課題を提出するのが苦手
 - ◆アクションペーパーをうまく書くことが難しい
 - ◆人前での発表が苦手
- （2）グループワーク**
- ◆グループワークに参加するのが難しい、場に合った発言をするのは苦手
 - ◆グループでの課題に取り組むことが難しい

授業にかかる主な支援

本人から希望があり、授業において配慮が必要な場合には、授業を担当する教員に配慮に関するお知らせ文書等により、個別配慮をお願いすることができます。

次の支援例はごく一部です。個々の学生のニーズに応じて柔軟に対応しています。

（1）面談

授業の様子、学生生活、課題への取組等について話し合い、困ったことへの対応法を一緒に考えます。

（2）履修サポート

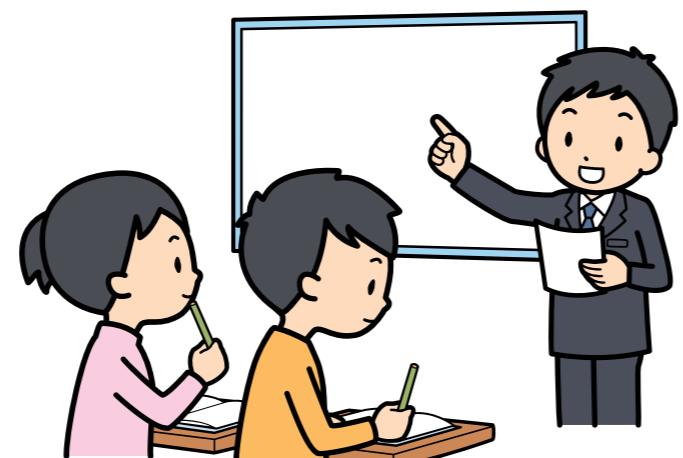
履修計画が困難な学生には、学部や教務部の担当教職員を交え相談に応じます。また、学生の興味・関心や、レポートは苦手だが筆記試験は得意、といった個別の特性に合わせ、授業の選択、時間割作成をサポートします。

（3）スケジュール管理

試験やレポート作成など、課題に取り組むためのスケジュールと一緒に作成し、進捗状況を定期的に確認します。

（4）ラーニングアドバイザー

レポート作成が苦手な学生に、図書館のラーニングアドバイザーと連携しながら、レポート作成のサポートをします。



精神しうがい

授業にかかる主な支援

本人から希望があり、授業において配慮が必要な場合には、授業を担当する教員に配慮に関するお知らせ文書等により、個別配慮をお願いすることができます。

次の支援例はごく一部です。個々の学生のニーズに応じて柔軟に対応しています。

（1）面談

授業の様子、学生生活、課題への取組等について話し合い、困ったことへの対応法を一緒に考えます。

（2）学生相談所や医療機関との連携

学生本人の許可を得たうえで、修学支援上必要となる場合にのみ学内外の機関と連携を図っています。

精神しうがいとは

精神しうがいは、精神疾患が原因で、心身機能がうまく機能せず、日常生活・社会生活に支障をきたしている状態をいいます。

代表的な精神しうがいとして、統合失調症、気分しうがい、不安しうがいなどがあります。

精神しうがい学生の困難さ

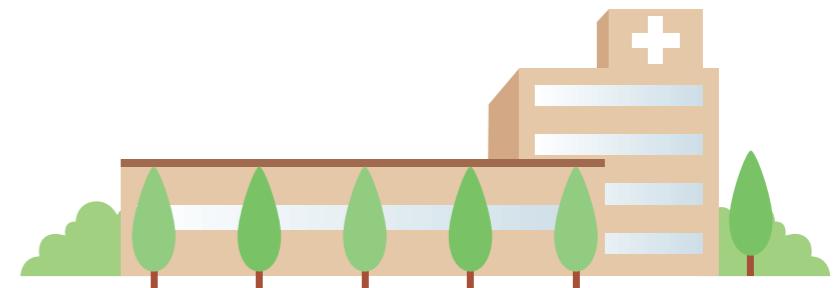
精神しうがいは見た目でわかりづらく、環境や本人の状態によって、困難の表れ方が異なります。そのため、一人ひとりの個別性が高く、また、同一の人物においても、時期によって変化します。

（1）講義系科目

- ◆遅刻欠席が多くなる
- ◆集中力が持続せず、聞き逃しが多くなる
- ◆授業中に教室を出る可能性がある

（2）グループワーク

- ◆不安や緊張が高まり出席できなくなる
- ◆意見を言えない
- ◆人前で発表ができない



日常的な支援

…私たちにできること

聴覚しようがい

●視覚情報を用いたコミュニケーションを

聴覚しようがい学生とのコミュニケーションには、手話、筆談、口話（こうわ）などさまざまな方法があります。一般的に手話をイメージしがちですが、手話を用いずに筆談などを主なコミュニケーション方法としている聴覚しようがい学生もいます。

文字に書くなど視覚情報を用いたコミュニケーションを積極的にとりましょう。手元に筆記具がない場合でも、スマートフォンの文字入力を利用して伝えるなど手段はたくさんあります。

●ミーティングなどのときも工夫が必要

複数の人が同時に発言すると、聴覚しようがい学生は話の内容や誰が話しているのかを把握することがとりわけ困難になります。手を挙げてから発言するなど、今話しているのは誰かが視覚的にわかるように配慮することも必要です。内容が伝わるように、ゆっくりはっきり話しましょう。

視覚しようがい

●自分から挨拶をしましょう

視覚しようがい学生に挨拶するときは、「〇〇さんこんにちは、△△です」のように、相手の名前と自分の名前の両方を伝えましょう。「こんにちは」だけでは誰が挨拶しているのか、また、自分に挨拶されているのかどうかもわからない場合があります。周りにいる人の方から声をかけましょう。

●状況を言葉で伝えましょう

視覚しようがい学生は、今何が起こっているのかわからずに不便を感じることがあります。できるだけ状況を言葉で伝えましょう。話し合いの場などでも、全体の状況（参加者の様子や資料の有無など）を説明することで、スムーズに議論や会話に参加することができます。

●困っているところを見かけたら

視覚しようがい学生が道に迷っている様子を見かけたら、「何かお困りですか」と声をかけ、必要な場合は、移動介助などを率先して行いましょう。白杖を持っている場合は、持つ手と反対の手で介助者の腕につかまつもらうと、介助者の「半歩後ろ」を歩くことができます。

肢体不自由

●エレベーターや多目的トイレはゆずり合って使用しましょう

歩行に困難を抱える学生の多くは、エレベーターを利用しています。車いすや杖を使用している学生や、補助具は使用しないが歩行が困難な学生と、混雑したエレベーターで乗り合わせたら、ゆずるようにしましょう。また、多目的トイレの利用が必要な学生もいますので、配慮をお願いします。

●困っているところを見かけたら

肢体不自由学生が困っている様子を見かけたら、「何かお困りですか」と声をかけ、必要なサポートをしましょう。車いすや杖を使用している学生の中には、段差や坂道を進むのが困難な場合があります。また、扉の開閉や落とした物を拾うなどの動作も必要に応じてサポートしてください。

内部しようがい

体の内部のしようがいのため、外見ではわかりにくい傾向があります。体力がなく疲れやすい人もいるので、重い荷物を代わりに持つなど体力的な負担を軽くしたり、免疫力が低下している人が多いので、風邪などの感染症をうつさないように注意しましょう。

発達・精神しようがい

発達しようがい学生は、自分自身が感じている困難や戸惑いをわかりやすく他の人に説明することが苦手な場合が多く、そのために不適切な行動をとったり、周囲とトラブルを起こしてしまったりことがあります。また、コミュニケーションの困難さから悪気はないものの相手の気分を害してしまったり、会話が苦手で周囲から孤立してしまうことも少なくありません。

精神しようがい学生は、心理的要因からうまく話せなくなってしまう、うまく振る舞えずに、周囲から不自然に思われてしまうこともあります。気持ちの表現の苦手さや、表情の硬さなどから、彼らの気持ちを汲み取ることが難しい場合もあります。

発達・精神しようがい学生は、目の前にいても気が付くことは難しいでしょう。もし、相手の言動や、振る舞いに違和感を感じたとしても、「もしかしたら彼、彼女なりの事情があるのかもしれない」と一度考えてみてください。

サポートスタッフ学生

立教大学では、しうがいのある学生の授業支援を行う「サポートスタッフ学生」が両キャンパスで活動しており、支援を通じてしうがい学生と交流しています。授業に関するサポート活動には手当が支払われます。

主な活動内容

● 移動サポート

車いす利用学生、または視覚しうがい学生の教室への移動と、必要に応じて荷物の出し入れなど授業準備を行います。

● 音声ガイド

視覚しうがい学生の授業に同席し、映像教材について小声で説明したり、板書や配付資料を読み上げます。

● ノートテイク

聴覚しうがい学生の授業に同席し、講義やその場の状況(教室で何が起こっているかなど)を文字にして伝えます。音声認識アプリを使用し、その誤認識部分をパソコンで修正したり、ノートなどに記入します。

● テキストデータ化

視覚しうがい学生の授業資料の文字データをパソコンで作成します。

● 文字起こし

聴覚しうがい学生の授業で使用する映像教材の音声情報のデータを作成します。

● ポイントテイク

書字が難しい学生の授業に同席し、ノートを作成します。



サポート活動の流れ

1 サポートスタッフ登録

しうがい学生支援室で説明を受け、サポートスタッフ登録票を提出してください。

2 時間割提出

学期初めに自分の時間割を提出してください。授業を履修していない間に活動できます。

3 サポートのコーディネート

しうがい学生支援室が、サポート利用学生とサポートスタッフ学生の時間割の状況、授業内容などを踏まえて、調整を行います。

4 アルバイト登録

サポート活動を行うことが決定したら、アルバイト登録手続きをしてください。

5 サポート活動開始

初めて担当する方には、開始前に活動内容について説明し、必要に応じて講習会を実施します。サポートにあたり困ったことや疑問があれば、しうがい学生支援室にいつでも相談してください。

6 振り返りミーティング

サポート利用学生とサポートスタッフ学生が集い、よりよいサポートや関係づくりを考えるための振り返りミーティングを各学期末に行います。



さまざまな プログラム

立教大学では、しょうがい者を理解し、しょうがい者支援について学ぶプログラムや、しょうがい学生を対象としたプログラムを実施しています。

各プログラムの詳細は立教時間などでご案内します。

学生教職員を対象とした プログラム

実践バリアフリー講座

- 主催** ショウガイ学生支援室
- 時期** 5~11月 土曜午後
- 場所** 池袋・新座キャンパス
- 内容** 聴覚・視覚・肢体不自由、発達・学習障害について、当事者の話を聞いたり体験を交えて介助やコミュニケーションのポイントを学びます。

ショウガイ学生支援室講演会

- 主催** ショウガイ学生支援室
- 時期** 年1回 時期未定 土曜午後
- 場所** 池袋または新座キャンパス
- 内容** 社会で活躍するショウガイのある方を招く講演会。ショウガイのある方も参加できるよう、バリアフリー・情報保障に配慮して実施します。

バリアフリー映画上映会

- 主催** ボランティアセンター
- 協力** 学生サポートセンター
- 時期** 年1回 秋学期
- 場所** 新座キャンパス
- 内容** ショウガイの有無にかかわらず、共に楽しむことができるよう環境を整えた映画会。ボランティアセンター、学生有志によるサポートメンバーが「バリアフリー」の意味を共に考えながら、点訳パンフレット作成、手話通訳、文字通訳、音声ガイドなどに取り組みます。

ショウガイ学生を対象とした プログラム

ショウガイ学生のための就職ガイダンス

- 主催** キャリアセンター
- 時期** 年1回
- 場所** 池袋キャンパス
- 内容** 一般枠とショウガイ枠の違いやショウガイ枠で就活するためのポイント等、外部講師が説明します。

スタディツアー（企業見学訪問会）

- 主催** キャリアセンター・ショウガイ学生支援室
- 時期** 年1回
- 場所** 都内企業
- 内容** ショウガイ者雇用を積極的に進めている企業を訪問し、会社の雇用方針を伺い、施設・職場見学、ショウガイ者社員との懇談会などを行います。

OB・OG／内定者懇談会

- 主催** キャリアセンター・ショウガイ学生支援室
- 時期** 年1回
- 場所** 池袋キャンパス
- 内容** ショウガイがある卒業生、内定者との懇談会です。

講演会等開催時 の留意事項

視覚ショウガイ者の 参加

- 投影資料や配付資料をあらかじめ本人が読める形（データ化・拡大など）で提供しましょう。
- 板書や投影資料を説明する際は言葉で具体的に説明しましょう。
- キャンパス内の移動介助が必要か確認しましょう。

聴覚ショウガイ者の 参加

- キーワードやポイントは視覚情報として提供できるよう準備しましょう。
- 早口になりすぎないよう、複数人が同時に話すことのないよう注意しましょう。
- 情報保障（音声認識アプリ等）の準備をしましょう。

肢体不自由者の 参加

- 会場へのアクセスが可能か、エレベーターがあるか確認しましょう。
- 会場に十分なスペースを作りましょう。
- 登壇する場合は教壇にのぼる手段（スロープ等）を準備しましょう。
- 多目的トイレの位置を確認しましょう。



立教大学しょうがい学生支援室

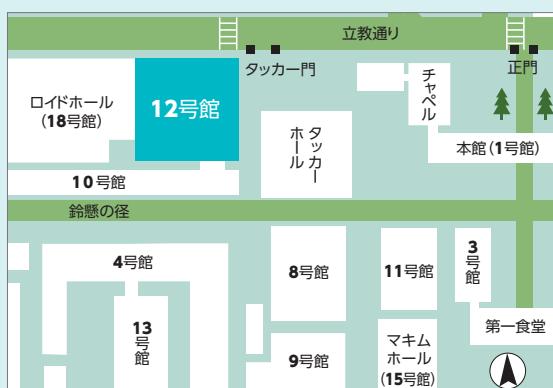
E-Mail sien@rikkyo.ac.jp

開室日 月曜～金曜 9:00～17:00

※休業期間中の開室日については、別途ご案内します。

池袋キャンパス [12号館1階]

〒171-8501 東京都豊島区西池袋3-34-1
Tel.03-3985-4818 Fax.03-3985-4821



新座キャンパス [7号館2階]

〒352-8558 埼玉県新座市北野1-2-26
Tel.048-471-7072 Fax.048-471-7312

